

新型コロナウイルス感染症の影響に対する追加の学生支援について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置は解除されましたが、その影響により保護者の方の経済状況の急変やアルバイトの減少による収入減など、生活の困窮や学業への支障等が続いている学生さんもいるのではないかと心配しています。

そのような学生さんへの支援を進めるため、先般、修学支援基金を活用した本学独自の支援を行いました。その後にも学生さんから相談が寄せられています。そこで、第1回の支援に申請していない学生さんを対象に、第2回の支援を下記のとおり実施します。また、公的な支援制度についても、引き続き情報提供を行いますので、活用してください。

記

1. 福岡教育大学独自の支援（追加実施）

「第2回 新型コロナウイルスに係る緊急学生支援プロジェクト」

保護者等の家計急変や学生のアルバイト収入減などで生活が困窮している福岡教育大学の学生に1人あたり3万円の生活支援金の給付を行う。

※ 申請の条件や方法などの詳細については、ポータルでお知らせします。

※ 第1回プロジェクトで支援を受けた学生さんは申請できません。その他の制度をご利用ください。

※ 第3回については、現在のところ実施の予定はありません。

2. 公的な支援制度（情報提供）

◆修学支援関係

①高等教育の修学支援新制度 【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

概要：住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（本年度1回目は終了）に申込みことができます。対象となりそうかどうか、進学資金シミュレーターで確認することができます。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

申込時期：在学採用（令和2年度2回目は9月～10月を予定）、家計急変の採用（随時）

申込・問合せ先：学生支援課（TEL：0940-35-1239 又は 1250、E-Mail：koseicho@fukuoka-edu.ac.jp）

②日本学生支援機構の貸与型奨学金 【幅広い世帯の方】

概要：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行いますが、新型

コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されま
す。家計急変の対象とならない方についても、在学採用（第1回は終了、第2回は9～10月頃）に
申込むことで支援が受けられます。第一種奨学金は月額2～8.8万円（自宅・自宅外、学校種ごとで
貸与月額異なります。）、第二種奨学金は月額2～12万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%、
[利率固定方式]0.070%（令和2年3月貸与終了者の場合）から貸与金額を選択できます。新制度より
も幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となるかどうかの見込みは、進学資金シミュレーターで
確認することができます。なお、入学時に、希望により入学後第一回目の振込時にまとまった金額
（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます。

更に、今般、アルバイト収入の大幅減少により修学が困難になっている学生等が緊急的に新たに奨
学金の貸与を希望する場合に、実質無利子で貸し付けを行う、「緊急特別無利子貸与型奨学金」が創
設され、一定期間（令和3年3月末まで）、支援することとなりました。具体的な申請方法について
は、ポータルでお知らせしています。

申込時期：在学採用（令和2年度2回目は9月～10月を予定）、家計急変の採用（随時）、

緊急特別無利子貸与型奨学金の採用（日本学生支援機構からのお知らせを確認）

申込・問合せ先：学生支援課（TEL：0940-35-1239 又は 1250、E-Mail：koseicho@fukuoka-edu.ac.jp）

③「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』【家庭から自立しアルバイト収入減】 ※受付終了

概要：家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対
して、10万円（住民税非課税世帯の場合は20万円）を日本学生支援機構から給付します。家庭か
ら自立してアルバイト等により学費等を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で
その収入が大幅に減少していることなどの要件を設定しています。

※ 既にポータルでお知らせしているとおおり、受付は6月12日にて終了します。

◆「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」について、
以下の日本学生支援機構のホームページでも情報提供されています。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

以下、修学支援以外の制度についての情報提供です。詳細はそれぞれの実施機関にお尋ねください。

◆修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等

①生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維
持のための貸付を必要とする世帯。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となる。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）・郵便局

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

紹介動画：<https://www.youtube.com/watch?v=LQN4db75jLU>

※ 緊急小口資金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月 15 万円以内（単身世帯の場合）を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金があります。

②生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額 6.5 万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行う。また、入学に際し必要な経費について、50 万円以内の貸付を行う。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

③母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59 万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月 14.6 万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

④住居確保給付金 【独立生計・収入減の方】

概要：離職・廃業後 2 年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合があります。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関

住居確保給付金相談コールセンター 0120-23-5572

◆その他の支援制度

⑤特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】

概要：基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者 1 人につき 10 万円を給付する制度です。申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施します。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とするとしています。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から 3 か月以内。

問合せ先：特別定額給付金コールセンター 0120-260020（応答時間帯：平日、休日問わず 9:00～18:30）

⑥日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.70%(固定金利)です。

申込時期：随時

問合先：日本政策金融公庫 (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

⑦雇用調整助成金の特例措置【事業主】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。

※現時点での主なものを掲載しており、関係省庁の施策を含め、今後随時更新していきます。